

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年5月23日（木）15:46～17:15
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団滉志会社員・理事
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	岸 博幸	慶應義塾大学大学院教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	本間 正義	アジア成長研究所特別教授、東京大学名誉教授

<関係省庁>

高田 英樹	金融庁 総合政策局総合政策課 総合政策課長
犬塚 誠也	金融庁 総合政策局総合政策課 総合政策企画室長

<事務局>

安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 「金融・資産運用特区」に係る検討状況並びに「連携”絆”特区」及び「金融・資産運用特区」の今後の取扱いについて
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「金融・資産運用特区」に係る検討状況並びに「連携”絆”特区」及び「金融・資産運用特区」の今後の取扱いについてでございます。特に前半の金融関連部分につきましては金融庁にオンラインにて御出席いただいております。

本日のヒアリングの資料及び議事につきましては、6月上旬に想定されております国家戦略特別区域諮問会議で「連携”絆”特区」及び「金融・資産運用特区」について審議されるまでの期間を目途として非公表とさせていただければと考えておりますが、中川座長、よろしいでしょうか。

○中川座長 了解しました。

○正田参事官 ありがとうございます。

本日の進め方でございますけれども、まず、金融・資産運用特区に係る検討状況にしまして、資料の説明を金融庁から5分程度で行っていただきます。その後、これに関し、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速でございますけれども、金融庁から御説明をお願いいたします。

○高田課長 金融庁総合政策課長の高田と申します。よろしくお願いいたします。

資料に基づきまして説明させていただきます。

以前、この会議におきまして金融・資産運用特区のコンセプトについて少しお話をさせていただきました。本日は、この検討状況について御説明させていただきたいと思います。

金融・資産運用特区でございますけれども、金融庁におきまして本年の1月から2月にかけて提案募集をしております、それに対して北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域に応募いただいたところです。それぞれ様々な御提案をいただいております、順次検討を進めてきております。

特に金融庁以外の省庁が所管しているビジネス、生活環境に係る措置などにつきましては、この特区ワーキンググループにおきましても大変回数を重ねて精力的な御検討をいただいております、大変感謝しております。その結果、非常に多くの措置について前向きに検討が進んできているものと承知しております。

他方で、金融関連の措置につきましては、主に金融庁のほうで検討を進めてきております。従来、金融関連の措置というものは、適用範囲を地域で区切りにくいため、地域限定の措置にはなじまないものが比較的多いという議論をしてきておりました。しかし、今回、この金融・資産運用特区を契機として、言わば特定の地域において特にニーズの高いものなどについて、実証的な意味からも地域を区切って措置していくことがふさわしい、また、それに適したものもあるのではないかという考えになってきております。実際、このワー

キングの場におきまして、これまで2件御審議をいただいているところでありまして、感謝を申し上げたいと思います。

今回、このページに挙げておりますのは、各自治体から提案いただいている金融関連の措置、提案事項のうちの一部でありまして、実際には非常に膨大な数のものを提案として挙げていただいております。その中には、すぐには実現の難しいものも当然含まれておりますが、今日ここに挙げておりますものは、我々としてある程度前に進められるのではないかという見込みを持っているものであります。特に上のキャプションの3ポツ目にあります通り、通常国会におきまして2本の法律案を私どもは提出しておりまして、そのうち金商法等の改正法案については既に国会で成立しており、もう一方も審議中であります。

簡単にここに挙げてある措置について検討状況を御紹介させていただきます。

まず、資産運用業においてミドル・バックオフィス業務の外部委託をしやすくするものですが、これは、より少ない体制でも資産運用業に参入することができるようにする規制緩和です。こちらに関しましては、この国会において既に成立しております金商法の改正法において、措置しているところでございます。

また、スタートアップ等への投資を促す観点から、特に非上場有価証券についてのセカンダリー取引の活性化、そうした仲介業務を行う業者に関する登録要件の緩和についても当該法案において措置をしております。

また、事業全体を対象とした新たな担保権の創設といった要望もいただいております、これについては、まさにそうした担保権を創設する法律案を国会で御審議をいただいているところでございます。

また、銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和ということで、これは以前このワーキングで議論いただきました。これは北海道の御要望でございますが、地域限定で行うという方向で検討を進めているところであります。

また、銀行グループにおけるスタートアップの出資規制の緩和、具体的に申し上げますと、スタートアップ設立年数の緩和です。これについても前向きに検討しているところであります。

また、プロ向けのベンチャーファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和、これは本日、別のコマで議論されているものと承知しておりますけれども、地域限定ということも視野に検討しております。

また、海外の資産運用業者が英語で行政手続を行うことができるようにするために金融庁が行っている拠点開設サポートオフィスの取組について、この場で以前御紹介させていただきました。現在、東京以外でも展開してほしいという要望をいただいております、現在、どのような体制ができるか前向きに検討しております。

また、外国人の銀行口座の開設支援ということで、どうしても外国人は色々なマネロン関係で手続・確認に時間がかかっているといったことがありますので、全国銀行協会、あるいは自治体と協力し、特定の支店などを指定して、そこで迅速に手続を進める体制の整

備の議論・検討を進めているところでございます。

もう一つ、今まさに国家戦略特区に新たに御希望している北海道についてでございます。こちらは北海道・札幌市の御提案のうち、主なものを掲げてありますけれども、金融関連の措置、また、ビジネス・生活環境関連の措置、そして、成長分野、要は投資が向かう先である成長分野の関連の措置など、様々な御提案をいただいております。

北海道・札幌市に関しましてはGX金融・資産運用特区を目指しております。再生可能エネルギーのポテンシャルが非常に高い北海道の地理的な条件を生かして、そうしたコンセプトを掲げていただいているところでありますけれども、まさに金融関連、ビジネス・生活環境関連、そして、成長分野等、それぞれ特にGXを中核としたコンセプトに沿って提案いただいております。

また、地域の主体的な取組としましても、行政サービスの英語対応でありますとか、あるいは税制面の支援等についても新たに取組を行っていく、検討していくという方針を表明いただいております。

当然、この北海道についての国家戦略特区への指定の申請については、これから内閣府のほうで御検討いただくものと承知しておりますけれども、金融・資産運用特区という観点から、金融庁としましては今現在、この北海道・札幌市の御提案は、金融・資産運用特区のコンセプトに非常に合致しているものではないかと、ポジティブに評価をしているところでございます。

私どもの説明は以上とさせていただきます。

○中川座長 ありがとうございます。

今の金融庁からの御説明につきまして、委員の皆様から御質問・御意見があれば伺いたく存じますがいかがでしょうか。

それでは、私のほうから質問というよりは要望です。金融庁におかれましては、金融というのは全国措置になじむというようなお話で、おっしゃるとおりではございますけれども、私どものほかの委員からも指摘がありましたように、特区で実験的に金融の規制緩和をすることも考えられるのではないかとというようなことを申し上げさせていただきましたが、そのような姿勢を今回２件でございまして、推進していただけるというのは非常にありがたいことだと思っております。

金融庁に先ほどおっしゃっていただきましたけれども、金融に関する規制緩和ですとか何らかの措置につきましては、金融・資産運用特区として措置をしていただく、御検討いただく、生活産業周りのものにつきましては国家戦略特区でというようなお話でございました。そのような形で非常に私は好ましい政策の提案ができつつあるのかなと思っているのですが、おそらく金融関連の規制緩和が進んで、しかも、産業、あるいは生活関連の規制緩和も進んで、それぞれ進んでもなかなか金融の流れが産業、生活周りに回っていかないと、そういった連携とか連結部分が滞ってしまう可能性というのは、なきにしもあらずだと思っております。

ですので、内閣府が国家戦略特区の規制緩和、あるいはその事業・プロジェクトを推進したり、モニタリングすることになると思いますし、金融・資産運用特区としての措置は金融庁が推進・モニタリングされることになるとと思いますが、是非両府庁が連携して金融と生活産業の連結とか、うまく連携できているのかということを推進、あるいはモニタリングしていただきたく、そのようにお願いしたいと思います。御回答を求めるものではありません。

ほかの委員から手が挙がっていますので、そちらのほうに移りたいと思います。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明どうもありがとうございます。

今回は金融庁のほうで新たに金融・資産運用特区ということで、金融関連の規制改革をしていく方向で進めていただいたことは、非常に素晴らしいことではないかと思っております。

先ほど一つ前のワーキングの中でも、例えばそこでは福岡が金融関連の事業者を集積していただくのに当たってもプラスになる部分があるのではないかと御評価をされていた側面があったように思いました。そういった意味で、今後、国際金融都市の取組を進めていくのに当たっても、純粋な元々の金融政策の方針そのものではないかもしれませんが、金融庁のほうでも以前の森長官のときだったかとは思いますが、金融育成庁になるとおっしゃられたことに即した取組が、まさしく地域における国際金融都市を後押しするような側面で規制改革についても御検討いただくことで、つながってくるのではないかと思っております。その意味では非常に素晴らしい対応だったと思っております。

一方で、今回の北海道・札幌市の御提案について見てまいりますと、当初御提案いただいたタイミングで、かなり抽象的な部分も入ってございまして、一方で、ワーキンググループを重ねていく中で、次第に提案が具体化されてきているテーマや、実際にこのテーマについてはこういう事業者がという話が出てきているようなテーマ、金融規制の部分に限らない部分がありますが、そういう具体化を進めていただいている部分で少し安心をした部分もございます。

一方で、非常に広範かつ大規模な取組であるだけでなく、また、国際金融都市としての取組自体がほかの3地域に比べますと、まだ助走段階にあるところもあるかと思っております。そういった意味ではより一層の体制の強化であったり、提案の具体化、実際の社会実装について、特区の中で本当に現実に利用されるような形で実施していただけるようになるということが重要です。さらに今後も追加しての提案をしていただけるようにしていくといった点について、今後、さらに向上していただきたいと思います。全体として、北海道・札幌の提案というのは非常に魅力的ではあったと思いますが、今後、より一層高めていっていただくべき点もあるかと思っておりますので、是非金融庁のほうでも今後もフォローアップをしていただけるとありがたいと思っております。ほとんどコメントではございます。どうもありがとうございます。

○中川座長 金融庁、何かお話しいただけることはありますでしょうか。

○高田課長 中川座長と落合委員から、激励の言葉をいただきましてありがとうございます。

特に落合委員が言われた部分はまさにそのとおりでございまして、今回、特区に仮に指定されたとしてもそれがゴールではなくて、むしろそれがスタートとなります。実際に措置を実施していく、あるいはさらに追加的な措置を行っていく、何より重要なのは実際に国際金融都市として内実を実現していくことであります。

北海道は、そこに関して申し上げれば、チーム札幌・北海道という言わばコンソーシアム的な推進体制、これは北海道庁と札幌市のほか、民間の金融機関でありますとか、あるいは金融庁や経済産業省なども参画する形で、継続的に議論・検討を進めていく体制を作っております。金融庁としても、ほかの省庁とも連携して、しっかりとそこは継続的にこの取組を進めていきたい、支援をしていきたいと考えているところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

今映していただいているページを拝見しますと、この金融・資産運用特区に関して特区提案がありまして、地域の応募がありまして、金融関連の提案事項を並べていただいているかなと思います。元々特区の構想、特区の中で金融庁のほうでも金融・資産運用特区ということで重点的に見られていくということで、手を挙げていただくところを募集してきたという流れだと思います。目標としては、アジアの中でも金融都市として、日本の中の金融産業を活性化していく、それが対外的にも国際金融都市として呼び込む力になることに向けた仕掛けだと理解しております。

その中で各提案事項を見ますと、御提案いただくこと自体については大変感謝しているところでありますけれども、いくつかの提案事項を拝見しても、元々金融庁のほうでも改革を進められていこうというような内容でありまして、特に特区だからというようなことで際立ったと言いますか、革新的な御提案というものには至っていない部分もあるのかなと思っております。

金融庁として、せっかく特区という制度の中で規制の改革提案を受け付けるということでもありますので、国として国際金融都市にどこかになっていただくという可能性も含めて、期待も込めて、どういう御提案があれば、より内外の金融の活性化に向けて都市として立っていくのかということについて、もし何か具体的な思いやビジョンみたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○中川座長 金融庁、お願いします。

○高田課長 ありがとうございます。

確かにここに挙げてあるような事項の中で、今回の特区提案よりも前から金融庁におい

て検討してきた項目はございます。例えば最初の二つ、今回の国会に提出する法案で措置をした事項について、当然法案を作って提出しているわけですので、もっと早い段階から金融庁として検討を進めてきているわけです。

ただ、補足させていただくと、今回の特区とこれに関係ないということではありません。何故なら、金融庁がこうした制度改革を検討する背景として、例えば事業者の方々から色々なニーズをお聞きし、それが検討の端緒になるというプロセスを経ることがありますが、これらの事項においても同様の経緯があるからです。

特区を目指している地域も、それぞれで色々な業者からそういったニーズなどを聞いていただいているため、情報のソースはかなり重なっているのです。そういう意味では、まさに金融庁独自の検討と、それぞれの都市における検討は、同じような事項について、言わば連動して進んできているのが実態であります。

今回、各都市からも改めて提案として出していただくことによって、元々金融庁として進めようとしてきた改革事項についても、具体的なニーズがより明らかになる、よりそれが活用される可能性が高まっていくという意義があるものと思っています。

ただ、まさに今回の特区の提案で初めて出てきた措置も実際にございます。例えば上から4番目の銀行におけるGX関連事業に対する出資規制の緩和ですけれども、こちらについては従来、金融庁において、こうした観点からの検討は必ずしも行っておりませんでした。これはまさにGXというものを主軸に据えて、国際金融センターを目指そうという、今回の北海道・札幌市の提案があって初めて検討のテーブルに乗ってきたものであります。

地域において強いニーズがあり、かつ地域を限定して行うことから、言わば実証的な意味もあります。また、重要なこととして、地域を限定することによって効果的に監督を行えるため、想定される弊害にもあらかじめ対処しやすくなることが挙げられます。金融についても地域限定の措置を特区という形で行うことの意義に、金融庁としても気づかされたものであります。

また、英語での行政手続の拡充については、特定の地域において金融サービスを集積していこうという、特区ならではの御提案なのだろうと思っています。

今後、金融庁として各地域に望みたいこととしては、日本全体が金融センターとして発展していくことが大事ですので、地域限定かそうでないかに関わらず、どんどん新しい提案を行っていただきたいということです。それに加えて、特に今回の北海道のように、GX産業を伸ばしたい、あるいはスタートアップを伸ばしていきたいなど、特に地域ならではのコンセプト、あるいは戦略に根差した提案をさらに行っていただくと、場合によっては金融庁がこれまで考えていなかった、或いは認識していなかった切り口からの新しい提案も出てくる可能性がありますので、是非そうした地域の戦略に根差した提案を今後もお願いできればと考えております。

○堀委員　ありがとうございます。

力強いお言葉もいただいたかなと思いますので、特区に手挙げている地域に大変期待が

持てる内容かなと思いました。

1点だけ個別の点についても御質問をよろしいですか。一番下の外国人銀行口座の開設支援というのは、ずっとタマとしてあるかなと思っておりまして、ここに乗ってきている、措置済みになっていないということは、まだなかなか不便が生じているということなのではないでしょうか。こちらは個別のタマということですので、可能な範囲でお答えいただければと思いますし、一定ガイドライン等も出していただいているのかなと思うのですが、まだなおこれが不便だということで提案として上がっているということであれば、至急お願いしたいと思っております。最後は、お答えいただけるのであればありますが、コメントさせていただきました。

○中川座長 金融庁、いかがでしょうか。

○高田課長 ありがとうございます。

最後の外国人銀行口座の開設支援という点は、規制ではないのです。さらに言えば、行政の運用の話でも必ずしもなく、と言いますのも、純粹に民間銀行において、どれだけ早く口座が開設できるかという民間業者におけるビジネスの問題なので、そうしたニーズと言いますか、課題というのは残り続けている部分があるということです。

金融庁としては銀行業界に対して、できるだけ外国人に対しても柔軟に対応するということとは前から繰り返し申し上げてきておりますし、当然そういう対応も一定程度してきていただいていると思います。他方で難しいのが、特に最近、いわゆるマネロン対策です。そういう意味での確認などが逆に要請として強まってきている面がありまして、そこは銀行のほうでもなおざりにはできない。さらに言うと、元々外国人ということで言葉の壁でありましたり、あるいは色々な書類を本国から取り寄せないといけないなど、物理的にどうしても日本に居住している方と比べて時間がかかってしまうという面があります。ある意味でこれは民間の部分ですので、我々としてどこまで金融・資産運用特区の政策として進められるのかという疑問はありました。

ただ今回、自治体などとも御相談しながら検討しているのは、あくまで銀行の協力があるってということが前提なのですけれども、ある地域において、例えば福岡において、この銀行のこの支店にはちゃんと英語ができる人をそろえておきます、といった体制をあらかじめ整えてもらい、それを外国人の方々にも周知しておく。さらに自治体においても、今回特区に手を挙げていただいている自治体は、それぞれそうした外国人向けのサポートオフィスのようなものを持っている、ないしは作っていただくことが前提になっていますので、自治体のサポートオフィスとも連携し、あらかじめ例えばこういう書類が必要ですよというようなことを口座開設の希望のある人に伝えていただくことによって、よりその対応を早くする、そういった枠組みを検討しております。

こういうものはある意味で永遠の課題みたいなものかもしれませんが、そういう中で、今回は特に特区という政策を契機として、これはまさに地域限定ということになるのですけれども、その中で集中的にこうした取組を進めていこうというものであります。

○堀委員 承知しました。金融機関がどうしても協力が必要だということは御指摘のとおりにかと思いましたが、せっかく外国人の人材活用の観点から誘致されているというような提案も別途出ているところでありまして、ビザの発給等を絡めて外国人銀行口座の開設が手続としても時間的にも早まるというようなことを期待しております。どのようなことができるか自治体とも御相談いただいていると思いましたので、最終的には民間の開設手続ということになるのですが、なお一層、金融庁の監督の下での御支援も期待されているのかなと思いましたので、是非引き続きお願いしたいと思っております。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今の点について、補足をさせていただきたいと思います。規制改革のほうの議論でも結構あるテーマだと思っております。最終的には法令そのものでは許容しているのだけれども、どうしても規制業種である民間の事業者が、自発的にと言いますか、このようにしてほしいと示しているとおりに実施してもらえないというテーマは、特に規制領域を中心に、ある程度よく見かけると思っております。

そうした場合、必ずしも強制までいくのかどうかは別の次元の問題だと思うのですが、ガイダンスであったり、省庁によっては通知・通達などを出されるタイプの省庁などもあるので、その内容を次第に工夫して変えていっていただくことが論点になります。一般的には、リスクがある場合に放置して、勝手に対策してくださいと言ってしまうと、どうしようかとそれぞれ考え始めてしまってなかなか動けないことがあるように思います。そういう場合はこういう形で対応していくことが考えられるとか、こういう事項を確認していくのがいいのではないかとということを丁寧に示していただいたり、という中で改善が図られる事案もあるように思います。

そのあたりは、関係各者と協議をしていただいた結果、ガイダンスがあったほうがいい場面もあり得ると思いますので、是非そういった可能性も検討していただければと思っております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

金融庁、堀委員と落合委員の御指摘について、何かお話しいただけることはありますでしょうか。

○高田課長 貴重な御指摘をありがとうございます。

今いただきました御意見も踏まえまして、引き続き金融庁としてもこうした課題をさらに前に進めていけるように検討し、また、関係各所とも連携していきたいと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今、色々な委員から御指摘がありましたけれども、外国人の銀行口座の開設に関する支援をより推進していただきたいというお話や、より革新的な規制改革を目指し

ていただきたいというような期待を委員のほうからいただきました。

今回、特区という形で金融庁が金融規制とか金融制度とか、政策を特別な区域で実証実験をして全国的な制度につなげていくというような大きな方向を出されたことは、私は非常に大きなことではないかなと思っております。

金融庁もおっしゃいましたけれども、金融・資産運用特区が指定されたとしても、それが終わりではなくて、そこがスタートで継続的に規制改革を進化させていただけるというようなお話もお伺いできたと思いますので、是非そのような方向で進めていただければと思います。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、金融庁、どうもありがとうございました。

○高田課長 どうもありがとうございました。

○正田参事官 金融庁、本日はありがとうございました。御退席のほうをよろしく願います。

(金融庁退室)

○中川座長 それでは、2コマ目の後半を始めたいと思います。

先日、大臣参加の特区ワーキンググループヒアリング及び今回の金融庁からのヒアリングをもちまして連携”絆”特区及び金融・資産運用特区関連の諮問会議前のヒアリングは全て終えたものと考えております。これを踏まえて、連携”絆”特区及び金融・資産運用特区の今後の取扱いについて議論を行います。

まず、連携”絆”特区に関しまして、これまでの特区ワーキングなどでの皆様の御指摘・御議論を踏まえ、新たな特区指定の取扱いと考え方について私から事務局に指示し、特区ワーキングとしての取りまとめ方針(案)を作成いたしましたので、その内容について事務局から説明していただきたいと思います。事務局、お願いします。

○菅原参事官 資料の5ページ、連携”絆”特区につきましては、国家戦略特区基本方針に基づきまして、特区ワーキングにおいて御了承いただいた区域選定の進め方を踏まえた検討を進めてまいりました。

資料に記載のとおり、5月17日、20日の特区ワーキングヒアリングにおきまして、自見地方創生担当大臣御参加の下、福島県、長崎県、宮城県、熊本県の4県の知事から特区として目指す取組の全体像や意欲等についての説明を伺いました。また本日、特区ワーキングヒアリングにおきまして、指定に係る方針について、この後、御議論いただければと考えております。

そうした中、各県のプレゼンに対しまして、特区ワーキング委員の皆様から資料に記載のと通りの御意見をいただいております。

4県共通のものとしましては、今回の提案に限らず、分野の広がりや地域の広がりやの観点から踏まえた幅広い提案を行うこと。継続的に規制制度改革に取り組んでいくための推進体制の深化・強化に取り組むこと。相乗効果が発揮されるよう、ほかの地域と連携を図る

ことといった御意見をいただきました。

個別のものとしましては、左上、福島県関係では意欲的な取組である、県外への波及効果を見据えた提案である、地域にはないインフラ等があり実現性が認められるといった御評価、全国にどのようにこれを波及するのかという観点での取組、水素需要を生み出す具体的な取組が必要といった課題が挙げられました。

右側、長崎県関係ではドローン配送に関する実績は十分ある、先行ケースとなることが期待される、医療などの生活基盤のある分野への取組力もあるといった御評価、経済波及効果の具体化、既存の特区の知見の活用などの課題が挙げられました。

左下、宮城県関係では関係者の実行力・体制等も十分ある産業活性化を意識した取組となっている、外国人材の育成にも取り組む点に意義があるといった御評価、関連企業との具体的なシナジーについての検討、外国人材の急増への対応などの課題が挙げられました。

右下、熊本県関係では国内で半導体産業を推進していくために意義がある、九州全体の経済効果にプラスとなる、必要なことを着実に行うための提案であるといった御評価、産業集積の効果の定量的な検証、外国人教育など生活環境整備などの課題が挙げられました。

資料の6ページ、仮に本日の特区ワーキングヒアリングでの議論を踏まえて4県を指定するとなった場合には、共通の課題に取り組む福島県と長崎県、宮城県と熊本県をそれぞれ一つの連携”絆”特区として指定してはどうかと考えております。その場合の取組方針案について御説明いたします。

まず、福島県・長崎県についてですが、目指す姿・目標としましては、買い物困難等の共通の地域課題を抱える福島県及び長崎県が連携しまして、この写真に記載のような両地域のポテンシャルを生かしながら、利便性の高いドローン配送を全国に先駆けて実現するなど、新技術の早期実装を図る。

主な取組としましては、下の欄でございますが、③に記載のレベル4による市街地でのオンデマンド配送に向けまして、段階的にドローンの配送サービスを実装・拡充していくこと。圧縮水素の貯蔵量条件の緩和により水素社会を実現すること。これらに限らず様々な分野で課題解決のモデル地域として継続的に取り組むことと書かれております。

次に7ページ、宮城県・熊本県についてでございます。目指す姿・目標としましては、新たな産業集積を支える外国人材の受け入れ等の共通の地域課題を抱える宮城県と熊本県が連携し、両地域のポテンシャルを生かしながら、こういった図に記載のような半導体工場の建設を契機とした半導体関連産業の拠点形成を図るといった目標を書かせていただいております。

主な取組としましては下の欄でございますが、半導体関連産業に従事する外国人材の受け入れ円滑化、半導体関連人材の早期育成、様々な分野で産業拠点の形成に向けて継続的に取り組むことを挙げております。

連携”絆”特区に関する取りまとめ方針（案）についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様から御質問・御意見はございますでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 ただいま御提案・御説明がありました取りまとめ・取組方針の案について、もちろん賛成をいたしますが、賛成をした上で、さらに宮城県と熊本県については一言申し上げておきたいことがあります。

この両県の御提案は、直接には外国人材の活用ということですが、その前提として半導体産業の集積を進めるという大きな志があるわけで、そのこと自体は大いに期待できることです。さはさりながら、両県が主張される既に半導体に関連する企業の集積が相当見られるという点は大変な強みであることは事実なのですが、そのことが今回進出する予定、あるいは進出しつつあるTSMCやPSMC、その日本子会社ということになりますが、そのサプライチェーンにそれらの既存の企業がすっぽりと収まっていくようなものではないということは、よく注意しておかなければならないと思います。

世界最先端の半導体ファウンドリー、つまりTSMCのことですが、さらにはPSMCも同じことです。彼らのサプライヤーに対する要求水準の高さというのはすさまじいものであって、生半可なことで彼らのところに品物を納めるといったようなことができるものではありません。したがって、既存の様々なリソースをさらに磨き上げながら、全体として半導体産業の集積を図るというように見守っていくことが望まれるのだと思います。

その意味で、私どもも、これは単に取組方針を了承しましたというだけではなくて、今後の両県の取組に対して特に注視をしていかなければならないところだと感じております。

以上です。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

私としてもこの連携”絆”特区の4件の御指定というのは、この特区の活性化という意味でも、日本全体に与える影響という意味でも非常に有効な御提案をいただいたなと思っており、大変応援・期待する気持ちでございます。

特に私からは福島県、それから、長崎県からいただいているドローンや水素といった産業を活性化していくための取組提案については、大変期待を持っております。各地域における特色を生かして、ほかにはない実験を進めていかれるという御提案ですし、自治体や現地の企業との連携も非常に進んでいると感じております。

特区の中での具体的な結果というのは、是非県外へも波及させていくことが期待され、日本全体にとって医療や物流といった課題を抱えている中でも、生活を向上させていく上で、この新しい技術を取り入れていく一歩となると感じておりますので、是非この制度提案を実現していただく、これをきっかけに実現していかれるように期待しているところでございます。コメントまで申し上げます。

○中川座長　ありがとうございます。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員　私からは２点発言したいと思います。

まず、福島県・長崎県のドローンであったり、福島の場合には水素もありますが、このような取組については、ここでの取組がどのような形でよい結果をもたらすのか、これを踏まえて全国に展開されていくといった点で期待ができるお話だと思っています。これに対して宮城県や熊本県の今回のお話は、表面的には半導体ビジネスがきっかけになっているもので、ほかの地域にそのままの形で導入できるかということそうではなく、ここでは外国人材の受け入れという面で、ほかの地域に対してどういう形で教訓があるのか、うまく行ったものを適用していくのかといった点が重要なので、その点の特色を押さえておくことが重要かと思いました。

そのことを踏まえた上で、通しの５ページ目の熊本県のところ、右下の外国人材の受け入れについての書き方がありますが、定量的な検証を行っていくことが期待される、これはとても大事なことでして、熊本に限らず全ての今回四つの取組について、取組を進めていく段階において、また、それを始める前から事後的な検証を踏まえて適切なデータ収集を行っていく。そして、同時並行で施策の効果を測定しつつ改善を図っていく。このような取組も重要かと思いますので、これらが指定された場合には、そこから新しいスタートということで、データをしっかり取っていく、それを分析していくということも是非やっていただきたいと思っています。

以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員　私は安念委員の御意見と同様なのですが、かつて私も長く産業界で半導体やコンピュータ事業にも関わってきた経験がありました。そのときは通産省等が国策として日本企業への支援、ある意味力づくで再編誘導や資金支援をやって、海外企業とがっちり勝負をしていくということを強力に支援してきました。現在も頑張っておられるが、最近国際化の観点から、日本がどういうプレゼンスを持って海外の企業とつき合っていくのかというのが非常に見えにくいところがございます。

宮城県・熊本県の案件でも、熊本県は今回の取組を進めることで九州全体の経済効果にプラスになるとおっしゃっておられますが、その辺りが具体的に明示されていないかなと感じてしまいます。より具体的な経済効果の目標を立てて、それに対してどのような取組を考えていくのかというマイルストーンが見えてくるとより良い事業となると思います。

それから、東北地域での産業活性化を意識した取組ということなのですが、何回も言いますが、大きな効果は雇用の増大が見込める問題だとおっしゃるけれども、産業活性化のより具体的な効果は一体何なのかというところが不明確な部分もあるので、この辺に関して、もう少し具体的なマイルストーンが明示されるといいなと思います。あくまでも希望

や期待ですから明示的に書きにくいだろうと思いますが、国全体の政策として、この半導体をどうするかという問題とリンクしていかないと、結局は特区は取りました、外国人が来まして終わってしまうような気がしてなりません。意見でございます。

○中川座長　ありがとうございます。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員　今回、こちらの4点の取組方針、方向性に関しては賛同させていただきます。

その上で、福島に関しましては、我が国は自然災害が非常に多い国でありますので、今回の福島の産業復興みたいな取組の一モデルみたいになっていくのであれば、私は水素に特に関心を持っておりますけれども、こうした新技術を使った新しいモデルになっていくということの期待を込めて、今回賛同させていただきたいと思いました。

宮城と熊本については、元々体制とかインフラの素地がある中で出てきたメニューということで捉えています。人手不足が益々深刻になってくる中で、従来、政府としても外国人政策にあまり思い切って踏み出せないところ、ここに来て人材不足、人材確保の必要性の中からこうした取組が喫緊の課題だということで対応するのはいいのですが、この取組を加速化させるためにも、外国人受け入れに関しては多くのリスク、本当にリスクもあれば、思い込みのリスクもありますので、そういうところをきちんと丁寧に対応しながら、このメニューを成功させていただきたいなと思っています。

長崎に関しては離島という地理的要因の中で、他地域でも同様の中山間地を多く持っているところとか、離島を多く持っているところがありますので、そういうところのモデルになってほしいですし、今回の提案の中では、私の感覚だと唯一レベル4飛行のオンデマンド型というところは、革新性はすごく高いものだと思っておりますので、そうした意味で、是非きちんと取組を進めてほしいと考えております。ありがとうございました。

○中川座長　それでは、落合委員、本間委員の順番でお願いします。

○落合座長代理　いずれの提案もと申しますか、事務局でまとめていただいて、4県ともに今後の”絆”特区として、是非取り組んでいただきたいと私のほうも思っております。また、資料の中で評価すべきポイントというのにも既にご書いていただいておりますので、その点については全くそうだなと思っておりますので、どちらかというと課題と言いますか、さらに今後、こういう部分について取り組んでいただきたいと私のほうでも思う点を申し上げます。

まず、福島・長崎の2県のドローン、または水素に関する取組の部分でございます。こちらについてはドローン自体が極めて有益な今後の人口減少社会における取組になるということは明らかなことではございます。さらにこれまでいずれの自治体も多くの経験を重ねられてきていることもこれまでの議論で拝見してございます。

一方で、今回この特区で指定されたことによって、住民の方であったり、関連する産業で従事する方、何らかの形で配送であったり物流を利用されたりするような方にとって、本当に世の中が変わってきそうだなと思える程度の実装に進むための取組に、是非本気で

取り組んでいただきたいと思います。もちろん日本の中で、ここまでの取組がなかなかできていなかったという部分はございますが、国家戦略特区自体は元々世界最先端のという旗印でもあったと思いますので、そういう意味では、より高い大胆な目標を掲げると言いますか、それは関係する方々が本当に変わったという実感を持てるぐらいの取組に是非なっていただきたいと思います。

水素に関しましては福島県のほうでも先日のヒアリングの際に、例えば東京だったり、そういった様々な地域との連携のお話もされておりました。一方で、委員の中からは本当に需要をしっかりと作り出すことはできるのかという指摘がいくつかあったように思っており、この点は非常に重要かと思います。実際にこの水素が使われるようになるということ、福島県だけではなく、さらに他地域も含めて利用されるようになるための徹底した水素を利用した社会実装を進めていただきたいと思います。

もう一つ、熊本県・宮城県の半導体に関する部分です。こちらの2県についても半導体というテーマ自体は素晴らしいと思いますし、一方で難しい点があるというのは、これまで安念委員、阿曾沼委員を始め、皆様からおっしゃられていたことだと思っております。この中で外国人材の点についても体制としては、まだ半導体に関する取組が始まって、熊本のほうがやや早かったのかなという印象もありますが、それでもまだ完全に地に足が付ききっている状態ではないとも思います。

ですので、外国人と共生できるような社会をどう作っていくかというのは、外国人との付き合いというのが日本の中だけで過ごしているとなかなか難しいこともあって慣れていないという中で、本当に自治体のほうからしっかりサポートしていただいて、これは外国人だけではなくて、日本人のほうも含めてどうやったら一緒に仕事をしていけるようになるのか、これをしっかり考えて実践していただきたいと思います。その上で半導体に関連する関係産業の集積に本当に立ち向かえることになってくるのだろうと思っております。

また今回、人材の関係で御提案をいただいております。もちろん必要なことではあると思うのですが、本当に半導体を進めていく中で、特区の枠組みとは別に、工場立地だったり様々な観点で規制改革に取り組まれている側面もあるとは思っています。一方で、是非国家戦略特区の中でも新たな、人材だけに限らない、それこそこれまで議論されていたように半導体の集積の事業化というのは総合格闘技みたいな形になってくるかと思っておりますので、是非それに即した規制改革の提案も、総合的なものに広げていっていくような取組をしていただきたいと思います。

以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

本間委員、お願いします。

○本間委員　皆さんがおっしゃっていた個別の項目あるいは案件については、皆さんで大体カバーされているのかなと思っております。

ただ、熊本県の提案は、広がりがあるのですけれども、外国人受け入れに関する提案と

ということで、プレゼンの中では今後色々提案していくのだという話があったので、そこに期待したいところですが、今回の提案をステップにして、これからどれだけ広がりを持っていくのか、あるいは特区をいかに活用していくかというところがあまり見えないのです。特区指定に反対するところはないのですけれども、これからの広がりというものに関して、もう少しビジョンを持つ、あるいは特区に対する取組の姿勢をもう少し出してほしいと思っております。これは熊本県に限らず、宮城県などもそのような印象を私は持ちました。

それに関連して、特区指定のインパクトをもっと宣伝する必要があるのではないかと思います。これまで指定を受けたところでも、当初は非常に意気込みがあって宣伝効果を持ったことはあると思うのですけれども、初めの花火だけ上げて、その後、全然花火を作ろうとしないような自治体も見受けられる。そういうことだと特区指定の意義がないわけで、特区指定を受けた先に何があるのかということをじっくりフォローしていく必要があります。それは事務局も含めて今一度特区の意義と言いますか、特区は国民のニーズに対してどういうふうに応えていくのだというようなことを整理して、特区とは何ぞやということについて、もう少しきちんと国民に知らせていくことが必要です。

今回、この四つと札幌・北海道があるわけですが、いい機会なので、我々も含めて大きな宣伝と言いますか、特区に期待を持ってもらう、あるいは国民に目を向けてもらう取組が必要なのではないかと思っております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

委員の皆様からは、この四つの地域に関しまして大きな期待をいただくとともに、例えば宮城・熊本に関しましては、その効果を九州全体ですとか東北に広げるような何らかのガイドが必要なのではないかと、あるいは各地域の取組に関して、その評価が非常に重要だと、評価には何か教訓みたいなものを含んで、その教訓も踏まえて全国化を考えていくべきだというような御意見をいただいたと思います。そういう方向で自治体と特区のマネジをする内閣府が一緒になって、この4地域の規制改革を進めていただければと思います。

事務局から何か御発言をいただくことはございますでしょうか。

○菅原参事官 事務局でございます。各委員から大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。時間の関係上、かいつまんでの御説明になります。

安念委員からサプライヤーとの関係をお話いただきました。阿曽沼委員からもそれに関連してマイルストーンが見えないといったお話をいただきました。特に阿曽沼委員の御意見に対しては、この資料の修正も必要だと思っております。例えば宮城県の欄の具体的なシナジーというところでマイルストーンも含めて検討を深めるという加筆を検討させていただきたいと思っております。

また、堀委員から規制改定の実現ということで最後に期待をいただきましたけれども、ドローンについては今年度中には必要な措置を講じられるように、今後も関係省庁と連携していきたいと思っております。外国人受け入れについても今年度早期に実現するように取り組んでまいります。

また、安藤委員から定量的な検証といったお話をいただきました。区域指定された場合に、まだスタートでございますので、今後、指定された場合には区域方針の策定に向けてこういった形で定量的に検証していくか、評価していくか、是非自治体とも詰めてまいりたいと考えております。

また、菅原委員、落合委員から御期待も込めて本気で実装を見据えてほしいとか、外国人との共生といったお話もいただきました。おそらく今後進める中で色々な課題が出てくると思うのですが、今回ともに課題を抱える長崎・福島と熊本・宮城というところが組んで取り組むことによって、実装に向けた課題とか、外国人受け入れに向けた課題とかを共有しながら、うまい知恵を出していけるのではないかと期待も込めて思っております。今後、私どもも本気の実装・受け入れに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

本間委員からのビジョンの関係も、まさに区域方針の中でしっかりと議論していきたいと思っておりますし、いずれにしても特区指定後のPRといったもの、スーパーシティとかもこれまでやってきた部分がございますけれども、一層強化できればと考えております。

いずれにしましても非常に貴重な意見をありがとうございました。しっかりと受け止めて、今後対応してまいりたいと思っております。

○中川座長　ありがとうございました。

委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは連携”絆”特区の関係では、これまで2月から延べ11回の特区ワーキングにおいて個別の規制改革について御議論いただくとともに、5月9日の特区ワーキングにおきまして確認した進め方に基づきまして検討を進めてまいりました。委員の先生方におかれましては、これまでの活発な御議論、大変ありがとうございました。

4県が希望する国家戦略特区としての指定に関しましては、これまでの御議論において特段否定的な意見はなかったものと思います。これまでの特区ワーキングにおいては、例えば今回の提案内容に関する更なる取組の加速化や、今後さらに取り組む分野・事項の具体化についていくつか御指摘をいただいておりますが、指定基準を踏まえた検討の結果、福島県、長崎県、宮城県、熊本県の4件をいずれも国家戦略特区として指定し、取組を進めることが適当と考えますが、特区ワーキング委員の皆様方におかれましては、そうした結論でよろしいでしょうか。

なお、今後の指定に際しましては、今回の連携”絆”特区の趣旨を踏まえ、共通の課題に取り組む福島県と長崎県、宮城県と熊本県をそれぞれ一つの連携”絆”特区として指定し、取組を進めることが適当であると考えますが、特区ワーキング委員の皆様方におかれまし

ては、そうした形でよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

続きまして、金融・資産運用特区関連の国家戦略特区の指定に関しましても、これまでの特区ワーキングなどでの指摘・御議論を踏まえ、新たな特区指定の取扱いと考え方について私から事務局に指示し、特区ワーキングとしての取りまとめ方針（案）を作成いたしました。このため、その内容につきまして事務局から説明していただきたいと思います。お願いします。

○正田参事官　事務局でございます。御説明させていただきます。

北海道・札幌市の特区提案につきましては、2月29日、3月26日の全体構想のプレゼン、それから、5月20日の特区ワーキングでの両自治体の首長からのプレゼン・ヒアリングを含めまして、合計15回のヒアリングを重ねていただいております。両自治体からの提案につきましては、これまでのプレゼンでも再三説明がされているところでございますので簡単に、10ページ、構想の全体像につきましては、北海道のポテンシャルを生かしつつ、GX・金融を両輪とした特区構想を進めていくということでございます。

9ページに戻りますけれども、委員の先生方からこの議論のプロセスにおきまして御指摘をいただいたものについて書かせていただいております。

まず、左側の提案全体への評価でございますけれども、総じて肯定的な評価をいただいております。非常に先進的な取組であり、北海道のポテンシャルをフルに生かしたものであるという前提の下に、資金調達関連産業やスタートアップなども含めてエコシステム全体の提案を行うものと評価できる。同様にGXとDXの掛け合わせで産業振興まで一体として行うものであり、大変価値があるといったような御指摘もいただいております。

また、経済的・社会的効果につきましても非常にこれは大きいのではないか、GX、金融といったところでの規制改革が全国への広範な波及効果を及ぼすのではないかとということで期待されるという意見もいただきました。

それから、規制改革の提案につきましても議論がかなり進んでいて、非常に進捗が見られるのではないかと、その観点からは実現可能性という観点も評価できるのではないかと、いったような御指摘をいただきまして、非常に肯定的な評価をいただきました。

他方で、右側でございますように、そういった構想ではありますけれども、特に今後取組が期待される点として何点か御指摘をいただいております。

一つは、八つのGXプロジェクトがございますが、プロジェクト間の横の連携、さらに新しいプロジェクトといったものを期待するという御意見がございました。

また、具体的で強力なアクションプランが必要だということでございまして、特には4番目、5番目、6番目、7番目辺りの○でございますけれども、強力なアーキテクトとそれを支える協力する組織が必要ではないかとということでございまして、具体的なプレー

ヤーは一体誰なのかという御指摘、それから、地場産業の参加を含めてサプライチェーンの構築が重要であるということで、事業者等の具体化をはっきりさせていく必要があるのではないかといたした御指摘をいただきました。

また、人材の観点からも外国人材の確保、あるいはマッチング、そういったものをしっかり進めていくべきではないかという御指摘もいただきました。

下から2番目の○でございますけれども、北海道が投資対象として魅力的な形になるには需要喚起が重要という点も御指摘をいただきました。その際には、迅速に北海道と本州を結ぶ電力線の増強といったことが特区スケジュールとの関係で整合的に進められることが必要、あるいは海底直流送電だけではなくて、データセンターなどの誘致という観点もよく考える必要があるのではないか。また、水素関連につきましても規制を変えながら実験していくことの重要性といったところを御指摘いただきました。

こうした御指摘を踏まえつつ、11ページ、仮に特区と指定された場合の取組方針（案）を書かせていただいております。全体の構想につきましては、先ほど、あるいはこれまでのヒアリングの中でも何度か御説明等がございましたので細かい点は割愛させていただき、御覧いただければと思っております。

対象地域につきましては、提案につきましては北海道・札幌市だったわけでございますけれども、対象区域としては北海道全域ということで北海道とさせていただければと思っております。

また、政策課題などでは、金融、GX、両面を含めて政策課題を挙げさせていただいております。

規制改革事項につきましても、これまで特区ワーキングで御議論いただきました項目を中心に、GX、金融、行政手続の英語対応といったところを取組事項として書かせていただいております。

こういった形で特区ワーキングとしての取りまとめ方針（案）を座長の御指示の下、一案を書かせていただいております。御意見・御質問等がございましたら、是非よろしくお願いいたします。

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様から御質問・御意見はございますでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理　北海道・札幌市につきましても、こういった形で取組を進めていくということは、是非進めていただきたいと思っております。また、評価について、先ほどの連携”絆”特区と同様に、事務局のほうで評価すべき点については十分整理をさせていただいているように思っております、それについては賛同いたします。

今後の課題としてというところで何点か申し上げたいと思います。

一つが、政策課題の中でスタートアップの創出、AIに関する実証・実装というところで

あります。こちらについては、特区の中でもこの分野について提案が進んでいる地域の提案と比べますと、まだ十分にこの点に関する提案や、また、関連事業者の集積が進んでいない部分があるかと思っております。この点については特にキャッチアップしていくところが強く求められるような領域だと思っておりますし、まずはしっかり誘致をするところからという側面もあるかとは思いますが、取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

第2点としまして、本論となるGX産業に関しての部分であります。水素ですとか風力発電であったり、規制改革提案などとの関係でもこういった点については御提案をかなりいただいていると思っております。実際、この取組としてはGXに関する地方からの議論が出てきたということについて評価すべき点はあるものの、先ほど福島との関係でも申し上げた水素に関して、取組としてしっかり本当に利用されるようになるというのは、なかなか容易ならざる部分もあります。もちろん需要につながるようなプロジェクトも多く準備はされているものの、着実に実行できるようにしていただきたいということもございます。

風力等の再生可能エネルギーの観点で言いますと、特に風力については、なかなか日本の中では欧米に比べて地形的に実施自体が難しいところもありますし、技術的にもまだ十分に追いついていないところもあるかと思っております。そういう中で大変チャレンジングな取組になってくるとは思いますが、何らか日本全体としても活路を見出せるような部分を見つけていただきたいと思いますと思っております。

最後に第3点としまして金融分野との関係です。私などはふだん金融分野にもよく関わっている者でもございますので、GXに関係するものとして、サステナブルファイナンスや、トランジションファイナンスという形で出てくるテーマというのはよく接することがございますが、なかなか国際金融都市とGX産業のかけ橋が分かりにくい、といった声が委員の中からも議論として出ていると思っております。

そうしますと、こういったサステナブルファイナンスについて、特区の委員は比較的そういう先端テーマに関わっていることが多い者であると思っておりますが、それでもなかなか分かりにくい側面もあるかと思えます。こういった点を外にも打ち出させていただいて、しっかり世の中に理解していただけるように取組を進めていただきたいと思いますと思ひますし、国際金融都市としての取組も、東京、福岡、大阪と比べますと途上の状態にありますので、金融機関自体の集積や、地域金融機関が本腰を入れて取り組んでいただけるように、環境整備も含めてしっかり実施していただきたいと思いますと思ひます。

以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員　指定区域を北海道とすることを含めて賛同いたします。

札幌市は企業が集積しているという点ではいいのだけれども、実は札幌市は海に面して

いないのです。完全な内陸都市でして、そうとなると、GXの特に洋上風力の話とか、それから海底直流送電の話とかになってくると、札幌市というよりは北海道全域にまたがる話です。それから、金融機能の集積にしても自治体としての札幌市の中はもちろんアトラクティブなのだけでも、札幌市は江別とか小樽とかまで幅のあるグレーター札幌というのが結構機能しておりまして、そういう意味でも札幌市と限定をかけるよりも北海道全域とするのが、より自然であると感じました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○正田参事官 ありがとうございます。

落合委員からの御指摘でございますけれども、スタートアップ、AI等の部分については提案の集積はこれからだということでございまして、キャッチアップが必要だということでございます。このあたりは内閣府といたしましても、しっかり規制改革提案も含めまして北海道と引き続き連携しながら、その取組を進めてまいりたいと思っております。

2点目、GX関連でございますが、水素にしても風力にしても非常に難しさがあるということでございました。特に水素につきましても、これまでの委員の皆様方からも御指摘があったところでございますけれども、需要につなげるといったところは非常に難しい点がある。あるいは風力につきましても技術的な面でも実際の運用におきましても、欧米からの遅れという部分は否めない点があるということで、水素及び風力につきましても日本の活路を見出せるような取組を先進的に行うという観点が必要ではないかという御指摘だったと思いますので、こちらにつきましても先ほどの点と同様に、北海道と一緒に規制改革の転換点を中心に、内閣府としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、最後に金融の御指摘をいただきました。金融とGXの関わりが分かりにくいという御指摘はこれまでの議論の中でも大変多くの先生方からいただきました。このあたりにつきましては、しっかり成果を出していくことも含めまして、この連関について、世の中の的にしっかり理解がされるように成果を出し、その打ち出しをしっかりとっていくという観点には金融庁とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

金融都市としての評価は、北海道以外の3地域からももう少し頑張る要素があるということは、確かにその点はあるかと思っておりますので、環境整備を含めまして、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、安念委員から御指摘をいただきましたが、まさに御指摘のとおりでございます。我々も金融のみならず、北海道全体としてのポテンシャル、特にGXのポテンシャルということが中心でございますが、そのほかスタートアップ、AI等も含めまして、北海道全域をこの特区の対象とするということが適切かと考えまして、このような案を作成させていただいたということで、御指摘のとおりかと思っております。

事務局からは以上でございます。

○中川座長　ありがとうございます。

委員の先生方、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、北海道・札幌市提案の関係では、特区ワーキングにおきまして、これまで2月から本日の金融庁ヒアリングに至るまで延べ15回のヒアリングを行ってまいりました。議論の過程では個別の規制改革提案について活発な御議論をいただくとともに、特に北海道・札幌市提案の特区構想の在り方についても今後の更なる具体化や継続的な取組の必要性と更なる取組を期待する御意見もいただきました。大変ありがとうございます。

両自治体が希望する国家戦略特区としての指定に関しましては、これまでの御議論におきまして特段否定的な意見はなかったものと思います。これまでの特区ワーキングにおける議論を踏まえすと、プロジェクトの更なる具体化や継続的な取組の必要性等につきまして今後の課題がありますが、指定基準を踏まえた検討の結果、北海道を国家戦略特区として指定し、取組を進めることが適当であるということかと考えますが、特区ワーキング委員の皆様方におかれましては、そうした形でよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、連携”絆”特区及び金融・資産運用特区関連の特区指定に係る新たな特区指定の取扱いと考え方につきまして、その取りまとめ方針について、特区ワーキングの委員の皆様方に御了解いただきましたので、政府事務局におきましては、これまでの特区ワーキングにおける議論や今回の方針を踏まえて、国家戦略特区諮問会議等に向けた検討手続を進めていただくようお願いしたいと思います。

ほかに御発言を求められる方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の特区ワーキングヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございます。